

財務省 大臣官房審議官(主税局担当) 中村英正氏

税制の当面の諸課題

■とき…令和5年10月20日(金)

はじめに

本日はTKCタククスフォーラム2023にお招きいただき誠にありがとうございます。TKC会員をはじめ、税理士の皆さまには日ごろから税務行政についてご理解・ご協力いただいていること、また、さまざまな政策提言をいただいていることに感謝申し上げます。

はじめに私の経歴について少し触れさせていただきます。私は、1991年に大蔵省(現財務省)入省後、主税局税制第一課主税企画官、同総務課主税企画官等を務めました。そして、2014年5月からの8年間は財務省から東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ出向、最初の4年間は企画財務局長(CFO)として、2018年6月からスポーツ局長、2021年6月以降は、メイン・オペレーション・センター

(MOC)チーフに就任、大会の運営を統括する立場となりました。

コロナ禍での大会運営となり、苦労話をする時間がとても足りません。そんな中、本部でさまざまな方針を下すに当たっては、出向直前の2年間に在籍した主税局での経験が非常に役立ちました。主税局で政策や税制を立案するに当たっては、執行する国税庁他の現場が「現実的にかつ適正な執行ができるもの」であることが何よりも重要で、現場との距離感を常に大事にしてきました。このときの経験があったからこそ、スポーツの知見がなくても、大きな国際大会の運営ができたのだと思っております。ふたたび主税局担当となりましたが、現場に向き合って任務をしっかりと果たしたいという思いを一層強く持っていますし、本日現場で税に関わっておられるTKCの皆さまにお話する機会をいただき大変嬉しく思っています。

それでは本題に入ります。本日のテーマは「税制の当面の諸課題」です。わが国では、少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化などの経済社会の構造変化に直面しています。税制においても、これらのさまざまな変化に対応して、各税目が果たすべき役割を見据えて、そのあり方を検討することが求められています。そこで、税制の当面の諸課題について、われわれがどのような問題意識を持っているのかをご説明いたします。

I 総論

税は「社会共通の費用を賄うための会費」タククス・ミックスでバランスをとる

まずは税の役割についてお話しします。



◎中村英正(なかむら・ひでまさ)氏
平成3年4月大蔵省(現財務省)入省、主税局税制第一課主税企画官、同総務課主税企画官等を歴任。令和4年主計局次長、令和5年7月から大臣官房審議官(主税局担当)。

photo.中島淳一郎

「タックス・ミックス」の考え方が大事です。

税の3原則「公平・中立・簡素」 近年は「世代間の公平」の視点が重要

税は公的サービスの費用負担を皆で分かち合うこととお話ししたのですが、それを実現するための税制のよりどころとなる次の3原則があります。

- ◎「負担の公平性」
- ◎「納税者の選択への中立性」
- ◎「制度の簡索性」

まず「公平性」ですが、3原則「公平・中立・簡素」の中でも、「公平」は税制に対する国民の信頼の基礎として最も重要であると思っております。「公平」には「水平的公平」という、経済力が同等の人々には等しく負担すべきであるという概念と、「垂直的公平」という大きな経済力を持つ人はより多く負担すべきであるという概念があります。

次の「中立性」に関しては、租税制度が職業選択や資産移転、企業立地などの納税者の選択をゆがめないようにすることが一層重要になってきています。特に近年では、働き方の多様化などに伴い、就業形態などに対する中立性を確保して

そもそも「税とは何か」ということなのですが、よく言われているのが、「社会共通の費用を賄うための会費」ということです。税は、警察や消防、道路や水道といった社会インフラなど社会に必要とされる公的サービスの費用負担をみんなで分かち合うものです。そのため、税の役割には、財源調達機能という、公的サービスを提供するための財源を調達するという最も大事な機能があり、他にも、所得再分配機能や経済の安定化機能があります。では、税にはどのようなものがあるの

でしょうか。現代社会では、生産活動は主として労働や資本を投入した事業活動によってなされており、どの局面に租税の負担能力(担税力)を求めるかに応じて、租税の分類が決まります。具体的には、所得課税、消費課税、資産課税に分類されます。それぞれの税には、一長一短があります。幅広い分野にわたる公的サービスの費用を賄うためには、通常、それぞれの税が持つ特徴を踏まえて複数の税を組み合わせるにより、全体としてバランスのとれた税体系を構築していく

いくことが今まで以上に求められるようになっていきます。

三つ目の「簡索性」については、税制を納税者の方にとって理解しやすいものにし、国民の納税手続きの負担軽減に加え、税務当局の徴収コストを抑え、租税回避行動を誘発しないためにも、税制を検討する上で重要な考え方です。しかしながら、「公平性」に配慮した政策を検討していくことにより、制度がどんどん精緻・細分化してしまい、「簡索性」とは相いれなくなってしまうトレード・オフの関係になる場合もあります。その点は非常に難しい問題ですが、中期的にはやはり税制の簡素化という原点に立ち返る時期が来るのではないかと考えております。

先ほどの「公平性」の原則について、「水平的公平」と「垂直的公平」をあげましたが、近年では「世代間の公平」という視点も重要になっていきます。①現在世代の中の現役世代（勤労者）と引退した世代（退職者）とのバランスと、②現在世代と将来世代との世代を超えたバランス——という二つの意味が含まれているのですが、特に、②の世代を超えたバランスについては留意が必要と考えています。

それは、租税のあり方を選択することは、同時に将来世代の受益と負担に関することも少なからず決めてしまっている面があり、投票権を持たない将来世代までも含む「世代を超えた公平」が、「現在世代内の公平」よりも、どうしても後回しになる傾向があるためです。

財務省では、新しい取り組みとして、少子高齢化、環境問題、財政悪化など私たちの社会にあるさまざまな課題について、未来を想像し、未来に生きる人たちの立場になってみることで持続可能な選択を意識しやすくなる手法として、最近注目を集めつつある「フューチャーデザイン」の活用に向けた取り組みを始めました。未来の人の視点から現代に向けた議論をすることによって、後回しにされがちな将来世代の視点を考慮した意思決定に生かされるのではないかと考えています。

また、税と同様に、公的サービスの財源として負担するものとして、社会保険料があります。社会保険料は、加齢に伴う稼働能力の減退や疾病といった国民生活の安定を損なうさまざまなリスクに対して、事前に費用（保険料）を出し合っ

である社会保険の財源です。

保険料の拠出と保険給付は対価的な関係にあり、保険料負担の見返りに給付を受けるという点において、給付の権利性が強いことが、税との大きな違いと言えます。他方、社会保険料は、税と並んで、公的サービスの提供に係る国民の負担のあり方を左右するものであることから、税制を検討するに当たっては、社会保険料との関係も念頭に置く必要があります。ここまで、税の役割や基本原則などについてお話しいたしました。繰り返しになりますが、税とは「社会共通の費用を賄うための会費」です。税務当局では、公的サービスを提供するために必要な財源を確保した上で、「公平・中立・簡素」

にかなう、多くの人が納得感が得られるような税制を構築するため、経済社会の構造変化にともなう、社会のさまざまな問題・課題をしっかりと把握し、将来生じうる変化を見据え、税制として対応するという観点で、税制改革に取り組んでいます。

【スライド1】（次頁）に個別税目の現状と課題をあげています。ここからは、税目ごとの主な課題と課題への取り組みをご説明いたします。

■ スライド1

| | |
|--------|---|
| 個人所得課税 | <p>(1) 働き方などの選択に中立的な税制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 30年度改正（特定の収入に対応する控除から人的控除に重点をシフト）に続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討 ● 企業年金・個人年金等に関する税制について、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえて検討 ● 給与・退職一時金・年金給付間の税負担のバランスに留意 ● 個人住民税については、引き続き充実確保を図るとともに、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意 <p>(2) 所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合課税と分離課税分を統合した税負担率の分布状況を分析し、データに基づき必要な検討 ● 29年度及び30年度改正の見直しの影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討 <p>(3) 税制の信頼を高めるための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術を活用した納税者の利便性向上（正確な記帳を通じた事業者の簡便・適正な申告・納税） ● 公平性確保に向けた取組み（暗号資産取引やプラットフォーム取引、租税特別措置） |
| 消費課税 | <p>(1) 消費税</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、消費税が果たす役割は今後とも重要 ● 国境を越えた役務提供への課税（プラットフォーム事業者を通じた課税の実現） ● 地方における社会保障の安定財源の確保等の上で、地方消費税は重要 <p>(2) 酒税・たばこ税</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って負担のあり方を検討 <p>(3) 自動車・エネルギー関係諸税</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動車関係諸税は、電気自動車等の普及を念頭に置いて、受益者・原因者負担の原則を踏まえ見直し ● 石油石炭税は、その税収を燃料の安定供給や省エネ対策等に活用するという目的・財政需要等に留意しつつ、あり方を検討 |
| 国際課税 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「2本の柱」からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の実施に向けた取組みが最重要 ● 国際課税ルールや経済構造の変化に対応した、租税条約ネットワークの質・量の更なる拡充 ● 個人・法人の租税回避等への対処、税に関する情報交換の促進も図っていく必要 |
| 資産課税等 | <p>(1) 相続税・贈与税</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済社会の構造変化や税制の負担構造のフラット化の中で、再分配機能を有する相続税は引き続き重要な役割 ● 課税方式のあり方については、相続のあり方に関する国民の考え方なども踏まえ、幅広い観点から議論する必要 ● 相続税・贈与税分野の各種特例措置について、政策目的の今日的妥当性、政策目的との整合性、適用実態等を踏まえつつ検討 <p>(2) 固定資産税等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が住民サービスを提供するために必要な基幹税として、引き続きその安定的な確保が必要 ● 税負担の公平性等の観点から、土地に係る負担水準の均衡化の促進等を図ることが必要 |
| 法人課税 | <p>(1) 法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得税、消費税とともに基幹税として、安定的な財源としての役割を果たす必要 ● 「成長志向の法人税改革」は、客観的・実証的な検証が必要 <p>(2) 租税特別措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要性・有効性があるものに限り、期限を区切るのが原則 ● 適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、不断に見直す必要（EBPM） <p>(3) 地方法人課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会経済状況の変化等に対応し、外形標準課税のあり方を検討 ● 分割基準のあり方、偏在性の小さい地方税体系の構築についても不断に検討 |
| 納税環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ● 記帳水準の向上や第三者から提供されるデータを活用した確定申告の実現等の税務手続のデジタル化を推進 ● eLTAXを通じた申告・納付等の地方税務手続のデジタル化等を推進 ● 適正な申告・納税の実現や申告の利便性向上の観点から、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調書や報告のあり方を検討 ● 税務調査への非協力等や第三者による不正加担、課税逃れといった税に対する公平感を大きく損なう行為への対応を検討 |

2 所得税

合計所得金額1億円を境に所得税負担率が低下する「1億円の壁」に対応

まず、所得税に關してお話しいたします。所得に応じて公的サービスの財源を支え合うための基幹税として、引き続き、財源調達機能と所得再分配機能を発揮させることが重要と考えています。

近年、個人所得課税に關しては「所得再分配」「金融所得」「働き方等への中立性」等の観点から見直しを行ってきました。そこで、令和5年度税制改正においては、「資産所得倍増」「スタートアップ育成」のための抜本的な税制措置を講じつつ、いわゆる「1億円の壁」の問題にも対応しています。

【スライド2】(下)をご覧ください。

これは所得税負担率と合計所得金額との関係性を示すグラフです。グラフでは、合計所得金額1億円を頂点とする山の形を描いており、合計所得金額が1億円を超えると所得税負担率が低下していることが分かります。その背景には、1億円を超えたばかりの層では土地建物の長期

譲渡所得の割合が高く、さらに高所得者層になればなるほど合計所得金額のうち株式の譲渡所得の占める割合が高いことがあります。このことから実は「1億円の壁」と言いますが、所得の源泉によって差が出てくるのが分かっています。そこで、もう一度スライドをご覧ください。令和5年度税制改正では、合計所得金額で大きく分けた三つの税制措置を考えています。

①主として1億円までの層の方を念頭に、NISAの抜本的拡充・恒久化を通じた「資産所得倍増」と「貯蓄から投資」を後押しする措置。

②主として1億円を超えた層の方を念頭に、リスクマネーの供給の担い手になっていただきたいということから、スタートアップ企業への再投資に係る非課税措置の創設。

このようにまずは、1億円を境にした両方の層の方に、所得の底上げ等を目指した対応をさせていただきました。

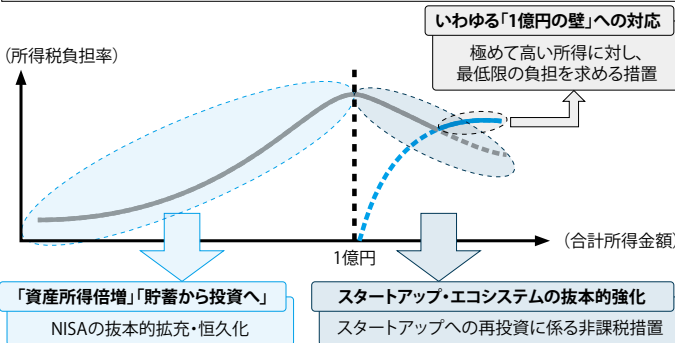
さらに③極めて所得が高い方、おおよそ合計所得金額が30億円を超える方については、格差是正という観点から最低限の負担を求め、いわゆる「1億円の壁」への対応も行っています。

「働き方等への中立性」への対応として退職所得課税制度のあり方を検討する

もう一つ、所得税関係の課題として、退職所得課税制度についてお話しさせていただきます。今年の6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」において、「退職所得課税制度等の見直し」の項目で「勤続20年を境に、勤続1年当たりの控除額

個人所得課税の見直し(令和5年度改正)

- 「資産所得倍増」「スタートアップ育成」のための抜本的な税制措置を講じつつ、いわゆる「1億円の壁」の問題にも対応しています。



が40万円から70万円に増額されるところ、これが自らの選択による労働移動の円滑化を阻害しているとの指摘がある」との記述がありました。現行の課税の仕組みは、終身雇用を前提としており、勤続年数が長いほど厚く支給される退職金の支給形態を反映したものとなっています。で、近年の働き方の多様性を踏まえると、働き方に中立ではないと言えます。そこで中立的な税制のあり方を検討していく必要があるのではないかと思います。

3 相続税・贈与税

諸外国は贈与税と相続税を統合する傾向 相続時精算課税と暦年課税を見直す

相続税については、平成25年に続く大きな改正を行いました。その根本には、少子高齢化による「老老相続」の増加が加速しているため、最もお金が必要とされている若年世代への相続による資産移転が進んでないという事実があります。また、1900兆円あると言われる個人金融資産残高のうち、60歳代以上が65%（1200兆円）の資産を保有してい

るというデータもあります。この点からもなるべく早く、若年世代へ資産が移り有効活用されることにより、経済社会の活性化につながるとうったことが期待されています。

ところが、贈与税には、生前に贈与することで相続税の課税を回避する行為を防ぐという意味で、相続税を補完する役割があります。そのため相続税よりも贈与税の税率の方が高くなっています、ますます資産移転が進みにくい。一方で、相続税が最高税率まで到達している人にとっては贈与したほうがよいというような、資産の大きさに応じて不公平な面が出てきてしまいます。

そこで、相続・贈与に係る税負担を一定にしていいため、「資産移転の時期の選択により中立的な税制」にしていこうという問題意識があります。

税制を考えるうえで、諸外国の制度を見てみますと、贈与税と相続税は統合される方向にあります。アメリカでは、生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税されています。ドイツやフランスでも、一定期間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税しています。日本では、贈与税と相続税は別体系で、

贈与税で暦年課税を選択すると相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税する仕組みとなっています。

そこで、相続時精算課税の使い勝手をよくするとともに、暦年課税と相続税をできるだけ統合していこうという考え方のもと、相続時精算課税については、年間110万円の基礎控除を創設するとともに、暦年課税についても加算期間の3年間を4年間延長し7年間にいたしました。この延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しないこととしています。

これにより、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、資産移転の時期に中立的な税制を構築し、若年世代への資産移転につながることを期待しています。

4 法人税

法人実効税率は段階的な引き下げ実施 EBPMの観点から効果の検証が必要

法人税については、企業の活動が、わが国経済において大きな比重を占める中

で、個人所得課税、消費課税とともに基幹税として、政府の安定的な財源としての役割を果たしています。

近年の法人税改革は、平成27年度・平成28年度税制改正における「成長志向の法人税改革」等、社会情勢に合わせて、わが国の立地競争力や企業の国際競争力の観点から取り組んでまいりました。今後は、これまでの取り組みが果たして期待された効果につながるものであったのか、客観的・実証的な検証が必要だと考えています。

当局では、EBPM (Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案) の観点を取り入れて、客観的なデータに基づいた有効性の検証に取り組もうと勉強会を始めています。当然ながら、現在も、税や予算の制度を企画・立案する際にデータをを用いています。しかしながら、制度開始後に、政策目的にかなった効果をあげているかを定観測することにより、納税者としての国民の皆さまに対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たす必要性も感じているところです。

ここで、法人税制度について振り返りたいと思います。まず法人税収ですが、法人実効税率は段階的に引き下げられて

きましたが、足元の法人税収は増加しています。税率は企業の成長力や国際競争力を確保するために引き下げてきた結果、法人実効税率を諸外国と比較しても、昔と比べるとかなり拮抗するところまで来ました。この法人実効税率の引き下げ以外にも、賃金引き上げの促進や、研究開発投資、設備投資を後押しする政策税制に、毎年取り組んできました。

では、これらの税制上の取り組みの下の企業活動の状況を見てみます。まず、賃金水準は30年以上にわたりほぼ横ばいの状態であり、海外への設備投資は増加傾向にあります。国内への設備投資は横ばいとなっています。こうした中、企業の内部留保や株主還元が増加傾向にあり、全ての企業ではありませんが、企業がイノベーションよりも経費削減や値下げに競争力の源泉を求めた結果、経済全体としてはどんどん縮小していったという現状が見えてきます。与党の令和4年度税制改正大綱では、近年取り組んできた法人税改革も、意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ないと総括されています。

このようなデータから、これまでの税制がダメだったというわけではなく、先

ほど申し上げたEBPMの観点なども取り入れながら、積極的に未来への投資を行う企業に対しては、引き続き、真に有効な支援を行うとともに、十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずるべきかという視点からも幅広く検討を行う必要があると考えています。

5 国際課税

国際課税ルールの着実な実施に向けて 多数国間条約批准や税制改正を進める

次は国際課税です。国際課税制度は、国際的に活動する企業・個人の課税関係を調整する仕組みです。国際的にルールを統一化・明確化しておくことが経済活動や行政にとって重要ですので、日本の国際課税制度は、国際的な議論も踏まえて設計しています。

近年の主な国際的な取り組みとして、「BEPS (Base Erosion and Profit Shifting：税源侵食と利益移転)」プロジェクトがあります。これは多国籍企業による

国際的な課税逃れを防ぎ、公平な競争条件を整えるために、経済協力開発機構（OECD）やG20が中心となって進めたもので、2015年10月に主要国間で作業を進めることに合意し、G20メンバーを核として現在140以上の国・地域が参加するプロジェクトです。

BEPSプロジェクトのもとで、最近の主な取り組みとして、2021年10月にはOECD/G20の「BEPS包括的枠組み」において、経済のデジタル化に伴う課税上の対応についての国際的な合意が実現しました。ここで示されたのが「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）と「第2の柱」（グローバル・ミニマム課税）です。

全体像は、「スライド3」（下）の通りです。

① 第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）

第1の柱については、企業所在地国と市場国が異なり、市場国に恒久的施設（Permanent Establishment：PE）が無いために、課税できない問題への解決策となります。2025年中の多数国間条約の発効を目指して、条文の最終化に取り組んでおります。

② 第2の柱（グローバル・ミニマム課税）

第2の柱は、軽課税国への利益移転によ

る課税回避への対抗策として示されています。日本においては、令和5年度法制改正において、所得合算ルール（IIR）を法制化済みで、軽課税所得ルール（UTPR）および国内ミニマム課税（QDMTT）の法制化など残存論点は、令和6年度以降の改正を予定しています。

以上、国際課税については、「2本の柱」に基づく国際課税ルールの見直しの着実な実施に向けて、多数国間条約の策定・批准や税制の改正を進めていきたいと考えています。

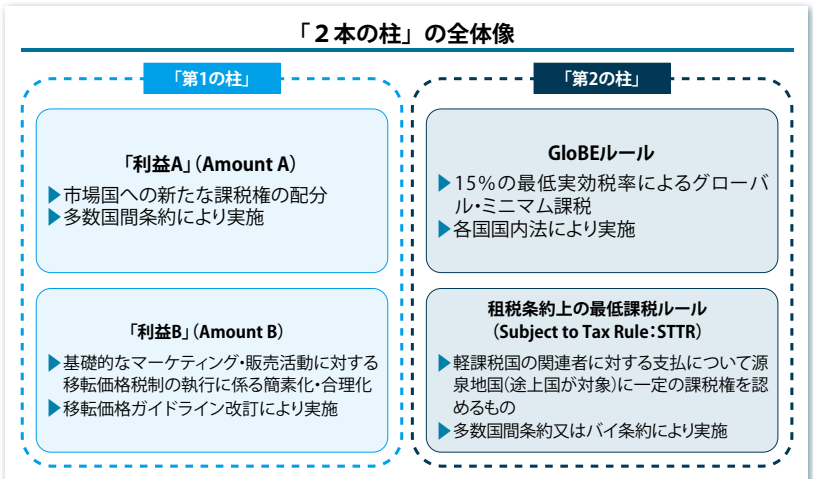
6 消費課税

インボイス制度の定着に向けて 広報・周知活動に取り組んでいく

消費税については、社会保障制度における社会保険料を補完する財源として、今後もさらなる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、その役割はとても重要だと思っております。

その消費税では、10月1日からインボイス制度が始まりました。事業者の対応状況は、9月30日時点では、課税事業者

「2本の柱」の全体像



■ スライド3

約300万者のほぼ全事業者がインボイス発行事業者の登録申請を完了しており、免税事業者も124万者程度が登録申請済みと認識しています。課税事業者への転換を検討されている方につきましても、インボイス制度への円滑な移行を進めるための「免税事業者からの仕入れに係る経過措置」を設けていますので、経過措

置期間中に対応を検討いただけるようにしています。

新しい制度ですので、当面はいろいろな面で不安があることは当然のことです。インボイス制度の導入にあたり事業者支援策として次の支援策を用意しています。

① 相談体制の強化 ② 税制措置

「小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置」「少額取引に係る事務負担軽減策」「免税事業者からの仕入れに係る経過措置」

③ 予算措置

「IT導入補助金」「持続化補助金」

④ 取引環境の整備

公正取引委員会による独占禁止法等のQ&Aの公表や業界団体への法令遵守要請の実施等

インボイス制度開始後の税務調査の運用について、心配する声もうかがっています。国税庁においては、納税者や税理士の皆さまの理解を得ながら、前述の支援策も活用しつつ、引き続き、適正・公平な納税の実現に向けて、まずは制度の定着が図れるよう取り組んでいくこととしております。

なお、インボイス制度については、国

税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」を設けるなど、制度の定着に向けた、周知・広報活動に引き続き取り組んでまいります。

7

納税整備環境

税務手続のデジタル化の推進と コンプライアンスの確保に取り組む

納税環境整備について、2点お話しいたします。

① 税務手続のデジタル化の推進

近年の経済社会のデジタル化等を踏まえて、納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うための税務手続のデジタル化の推進に取り組んでまいります。

特に、電子帳簿等保存制度については、ご承知の通り、電子取引データの保存制度について、令和4年度税制改正で設けられた経過措置を、令和5年度税制改正において、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止することになっていきます。また、相当の理由があると認める場合、その取引データの出力書面の提示・提出の求めおよびその電子取引デー



タのダウンロードの求めに応じることができるようになれば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能としています。スキヤナ保存制度についても、制度の利用促進を図る観点から、さらなる要件緩和措置を講じています。さらに、電子帳簿等保存制度において

は、優良電子帳簿の範囲の見直しが行われ、令和5年度税制改正では、「その他必要な帳簿」について、申告に直接結びつきやすい経理誤り全体を是正しやすくするという観点から、対象となる帳簿の範囲を明確化しました。

この点に関しては、引き続き、皆さまからのご意見をうかがいながら、まずは改正後の効果をしつかりと検証していきたいと思っております。

②納税におけるコンプライアンスの確保
 税務調査への非協力や第三者による不正加担、課税逃れといった税に対する公平感を大きく損なう行為に対しては、加重措置の整備などを行っており、しっかりと対応してまいります。

8 財政・税制に対する国民の意識

国民との認識ギャップを理解し、対話を通じて最適解を考える

最後のテーマです。われわれ財務省と国民の皆さまとの間に、財政・税制に対する認識のギャップを普段から感じるところがあります。それを数値的に明らか

にした興味深いアンケートがありましたので、ご紹介いたします。

公益財団法人東京財団政策研究所が今年3月に発表した「経済学者及び国民全般を対象とした経済・財政についてのアンケート調査」です。アンケートは昨年11月に行われたもので、その中で経済・財政について、13個の共通質問に対して、大学・研究機関に所属する経済学者とネット調査会社を通じて参加した一般の方（国民）が回答しています。

両者の回答は、乖離の小さいものもあれば大きなものもあります。例えば、財政赤字問題への認識については、両者とも「大変な問題である」との回答が一番多く、経済学者が44・3%、国民が40・4%と大きな差はありませんでした。しかしながら、財政赤字の原因に関する質問について、経済学者が最も多く選んだのが「社会保障費」（72・0%）、次いで「公共事業」（19・5%）でした。これに対して、国民が最も多く選んだのは「政治の無駄遣い」（71・5%）、次が「高い公務員の人件費」（40・4%）となっています。われわれにとって非常に耳の痛い結果ですが、このように両者に大きな乖離が見られました。

経済学者の回答は、財務省の感覚と似ており、アンケート結果を通じて認識のギャップを知るよい機会となりました。

財政・税制のあり方は、財務省という財政当局の視点と国民の皆さまの視点が異なるのは当然のことだと認識しています。

そこで、われわれの認識が正しいので従ってください、という対応では、ギャップを埋めることができないものと考えられています。先ほどの総論の中で「フェューチャーデザイン」に関する取り組みを紹介しましたが、まずはお互いの立場を超えて、何が違うのかを対話によるコミュニケーションを通じて、お互いの意見をきちんと聞いて、「立場が違うから意見が違うのだな」という共通認識を持つことを第1段階として、第2段階ではその中でお互いにとって最適な解を一緒に考えていくということが大事ではないかと思っております。

最後になりますが、財務省では、引き続き税に対する理解をさらに深めていただくためにさまざまな取り組みを行ってまいります。本日は、ご清聴ありがとうございます。